

労働契約法 16 条違反の解雇

団体交渉で早期合意解決

Uさんは正社員としてA配送会社で労務事務を担っていました。しかし、A社から突然解雇通知を受けました。Uさんは理由に納得できず、知り合いの議員に相談。CU三多摩を紹介され、相談に来ました。



Uさんは面談で職場復帰を望まないとの意向を示したため、団体交渉で金銭的解決等を目指すことにしました。

団体交渉の主な内容は①会社の解雇理由は曖昧、②本人合意なしの突然の解雇は違法、③残業手当の15分以内切り捨て違法、④採用後の健康診断なし等の補償でした。

A社は団体交渉の申し入れに応じ、Uさんの解雇理由として、業務が非効率で向上の見込みがない、他の従業員との協調性がない、職務怠慢で他の従業員に迷惑をかけている等、事実と違う言動を主張。

組合は正社員（入職後4カ月強）として雇用した以上、軽々に解雇することはできない。A社の指摘が正しいとするなら、解雇以前に本人への注意や必要な教育、文書指導を行わなければならないがそれもなされていない。解雇とするには労働基準法第16条違反となる。A社もUさんも職場復帰を望まないなら金銭補償で早期に解決したいと提案。A社が持ち帰って検討することで1回目の交渉を終了しました。

その後のA社の回答も不十分でしたが、事務

折衝で、ほぼ要求に見合う回答を改めて得たため、妥結しました。

障がい特性に配慮すべき特例子会社が働き続けるための支援を怠った

障がい者のYさんは小売り大手A社の*特例子会社B社に雇用され、地元の社会福祉関係の事業所に週3日、A社の都心の本社へ週1日勤務していました。



昨年10月に突然B社の責任者から、地元の福祉関係の事業所への出勤は「あなたはふさわしくない」からやめること、代わりに「週4日本社に出勤すること」と言われました。

Yさんはその障がい特性から長時間の電車での通勤は困難であることを伝え、いままでどおりの職場にしてほしいと願いましたが聞き入れられませんでした。その間、地元の福祉事業所からは、本人への苦情等は一切ありませんでした。

Yさんは、1時間以上の通勤に耐えられる状態ではなく、解雇に等しいと受け止め、それ以降、精神的にも追い詰められ、欠勤せざるを得ず、組合に相談にきました。

Yさんと組合の相談の結果、B社に団体交渉を申し入れ、労働契約で確認している今までどおりの勤務場所での勤務を要求することにしました。

《障がい特性を理解しない勤務評価》

昨年11月に開いた第1回の団体交渉で、B社はYさんの福祉事業所での「コミュニケーション不足や迷惑行為」なるものを列挙し、労働継続はYさんから「誓約書」の提出を条件とするという回答。それはYさんの障害特性を無視するもので、次の契約更新にハードルを設けるものでした。また、B社は欠勤中のYさんの生活保障も拒否しました。

組合はB社の対応に、障害者雇用促進法の合

理的配慮の提供義務を怠るものであり、欠勤もB社の対応に原因があるとして抗議し、2回目の団体交渉を申し入れました。

年明けに開かれた2回目の団体交渉では、B社は一転して、Yさんの復職を認め、これまでの対応を反省し、復職の条件を整える、是非、復職してほしいと表明。組合はB社の見解を評価し、Yさんと改めて相談しました。しかし、Yさんは、B社でのこの間の対応に精神的症状が悪化し、復職が難しい状態になっていました。

組合はYさんの意向を尊重し、B社にYさんの復職は困難であることを伝え、欠勤から契約終了までの間の賃金補償を要求しました。折衝の結果、B社は平均賃金を少し上回る額で、休業中の賃金補償などを回答し、組合もYさんの了解を確認し受け入れることにしました。



*特例子会社：国から認定を受け、障がい者の雇用の促進と安定を図るために設立される会社。一般的には、障がい特性に応じたサポートをする体制が整っていることが必要。

親会社が特例子会社の意思決定を支配していることが求められる。特例子会社の障がい者雇用は本社の障害者雇用率に算入される。

若者たちが労働問題学習会

三鷹市の青年団体が労働問題の学習会を企画。CU三多摩が支援をするようになりました。

開催日時：3月20日午後2時、
場所：三鷹市消費者センター（予定）
講師：CU東京本部高島副委員長
共催：CU三多摩 三鷹革新懇

国立ハンセン病資料館 不当解雇撤回闘争支援の署名のお願い

国立ハンセン病資料館（東村山市）で働く学芸員がハラスメントの排除や職場の働く環境の改善を求め労働組合を結成。国家公務員一般労働組合に加盟し、2019年9月より雇用主である日本財団と団体交渉を行ってきました。

ところが、2020年3月末、資料館管理運営業務の委託替の際、組合3名中2名を雇止めになりました。当労働組合はこの間、解雇撤回を求めて運動してきましたが、2020年5月、東京都労働委員会（都労委）に不当解雇撤回を求めて申し立てをし、これまで七回の調査と追加調査が行われ、2021年11月結審を迎えました。

当労働組合では、都労委へ公正な命令を求める署名に取り組んでいます。CU三多摩では組合結成以来不当解雇撤回闘争を支援してきました。CU三多摩の組合員の皆さんにも署名へのご協力をお願いします。署名用紙を同封します。連絡先も掲載しますので、送料は個人負担になりますが、よろしくをお願いします。

*署名送付先：国家公務員一般労働組合
〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14
西新橋エクセルアネックス3F
国交労連内

前進座観劇会 演目：杜若艶色紫

日時：5月14日(土)～23日(月)

場所：国立劇場大劇場

お申し込みは大江まで



東京ディズニーランド利用券

組合一人につき、年五枚。
一枚1000円の補助券です。
今年度分の締め切りが近づいています。
組合員の皆さん、ご利用ください。

お申し込みは：CU東京へ
電話：03-3946-9277